

会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回 指定管理者制度庁内検討会
開催日時	令和3年7月13日（火） 10時00分から11時45分まで
開催場所	入札室
出席者	<p>【委員】 座長 森田総務部長（指定管理者制度庁内検討会設置要綱第3条に基づく）</p> <p>委員 林市民生活部長 松田健康福祉部長 大山こども未来部長 糟谷都市整備部長 萬田教育部長 岩永市民病院事務局長</p> <p>【事務局】 行財政管理課 大家課長 井口課長代理 大塚主査（記）</p> <p>【施設所管課】 協働人權課 龍見課長 谷口課長代理 山本チーフ</p> <p>福祉総務課 坂本課長 今泉副主査</p> <p>高齢介護課 高垣課長 亀山チーフ 藤本副主査</p> <p>まち保全課 東浦課長 奥村課長代理 山本主事</p>
資料	資料1 老人福祉センター募集要項等（案） 資料2 土師ノ里駅前駐輪場募集要項等（案） 資料3 藤井寺駅南駐輪駐車場募集要項等（案）

	<p>資料4 市民総合会館募集要項等（案）</p> <p>資料5 福祉会館募集要項等（案）</p> <p>資料6-1 令和3年度指定管理者候補者選定委員会採点表（案）</p> <p>資料6-2 令和3年度指定管理者庁内検討会採点表（案）</p> <p>資料7 採点要領等について（案）</p> <p>資料8 募集スケジュール等について（案）</p>
議 事	<p>案件1 募集要項等について</p> <p>案件2 配点および採点要領等（公募・非公募）について</p> <p>案件3 募集スケジュール等について</p>
会議録の作成方法	<p><input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録</p>
備 考	

協議内容

1. 案件1 募集要項等について

資料1～5について、各施設所管課より主に前回募集時（平成27年）からの変更点について説明。

委員)

公募施設の見学について、老人福祉センターは日程を決めて実施し、土師ノ里駅前駐輪場及び藤井寺駅南駐輪駐車場は日程を決めず随時担当課へ問合せにより実施するとのことで実施方法が異なるようであるが、実施方法については揃える必要はないのか。

事務局)

それぞれの施設は運営方法や利用者も異なるため、施設の現状を考慮し、施設見学の実施方法について個別に判断していただいている。

まち保全課)

前回6年前の募集時は見学件数が少なかったこともあり、今回は問い合わせによる随時実施としている。なお、複数の事業者から希望があった際には個別調整させていただく。

高齢介護課)

施設利用者への配慮や新型コロナウイルス感染対策にも考慮しながら実施するため、日付を決めて開催したいと考えている。

2. 案件2 配点および採点要領等（公募・非公募）について

事務局より資料6-1、6-2及び資料7について説明。

委員)

一点目に、資料7の1-2について、事業者からの提案額を計算式に当てはめて採点することであるが、応募が一社しかなかった場合は満点となるのか。その場合、「点数総合計が満点の5割に満たない場合は、第1位であっても指定管理者候補者として選定しないこととする」としているにも関わらず、「経費縮減について(1)」の項目が満点になることによって、評価が思わしくない事業者が合格してしまうことにならないか。

二点目に、資料7の1-3について、自己資本比率によって点数を付けるとのことであるが、業種により大きく異なる指標であるが問題はないか。

事務局)

一点目については、事業者が一社であった場合は満点となるが、単に金額が安いだけの事業者は他の採点項目が低い点となり、問題ないと考えている、また、大阪市や箕面市は経費の項目が配点の50%を占めているが、本市は25%程度となっており、金額を重視した配点とはなっていないため問題ないと考えている。

二点目については、非公募施設の採点は庁内検討会の委員に採点していただくことになるが、市職員が事業者から提出される財務書類を見て採点していただくことは困難であると考え、一般的と言われる基準にて点数を付ける案とさせていただいている。

委員)

委員の中に審査対象となる藤井寺市社会福祉協議会や藤井寺地域サービス公社の役員や評議員となっている者がいるが、当該団体の採点に加わってもよいものか。

事務局)

公募施設については、選定委員会の規則により利害関係者は委員になることができないと規定しているが、庁内検討会の要綱ではそのような規定はなく、要綱上の問題はない。また、公募のように事業者を1から選定するわけではなく、非公募施設の採点は「適格性の確認」という意味合いが強いため、採点に加わっていただくことは問題ないと認識している。

他市の例でいうと、非公募施設であるため情報量に限りはあるが、採点に加わっている例も採点から外れる例もどちらもある。事務局としては、この場で決定いただければと考えている。

(委員の裁決により、採点から外れることに決定)

座長)

それでは、市民総合会館の採点からは藤井寺市地域サービス公社の評議員である森田座長が、福祉会館の採点からは藤井寺市社会福祉協議会の理事である大山委員がそれぞれ採点から外れるということで庁内検討会の決定とさせていただく。

3. 案件3 募集スケジュール等について

事務局より資料8について説明。

委員)

公募施設のプレゼンテーションに庁内検討会の委員も出席するのか。

事務局)

検討会の委員として出席してもらうことはないが、都市整備部長と健康福祉部長については、施設所管部長として出席していただくことになる。

以上